

# 中世のカステイリーヤの税制の素描

中 川 和 彦

一

現在のスペインは、中世のカステイリーヤ王国が發展して、成立している。<sup>(1)</sup>このことは、スペイン語のことを、本来はカステイリーヤ語ということからも推察されよう。カステイリーヤは、中世の初め、対イスラームとの国土回復の戦いのさ中で誕生し、その後、イベリア半島の覇権を握り、一五世紀末、その女王イサベル一世がコロンブスの冒険的航海を援助する。カステイリーヤ人たちは、新世界を征服し、その地は、一九世紀の初頭に獨立を達成するまで、カステイリーヤ（スペイン）の植民地支配を受ける。

この三〇〇年余に及んだカステイリーヤ（スペイン）の支配の結果、ラテンアメリカは、人種、文化、宗教、経済、法制など、多くの面でカステイリーヤ（スペイン）の影響を受け、その痕跡は限りなく認められる。財政、税制についても、カステイリーヤの制度が、その植民地支配の時代に行われ、ラテンアメリカ諸国の現行制度はカステイリーヤの諸制度の基盤の上で發展してきている。

中世のカステイリーヤの税制の素描

中世のカステイリヤの税制の素描

このような視点から、筆者は、かねてから、カステイリヤの法史に関心を持っていたが、本稿は、その一環として、中世のカステイリヤ王国の税制を素描しようとするものである。

ところで、カステイリヤは、前述したように、中世の初めに誕生した国で、古代から連続としてイベリア半島に存続した国家ではない。イベリア半島自体の歴史の変遷も激しい。叙述の都合上、カステイリヤに焦点を合わせながら、まず、イベリア半島の歴史の大致っぱな流れを瞥見しよう。

(1) スペインを理解するための文献として左記をあげておこう。

ファン・ソペーニャ『スペインを解く鍵』(平凡社 一九八六年)。

スペイン史の概説書として左記のみあげる。

J・ビセンス・ビーベス(小林一宏訳)『スペイン——歴史的省察——』(岩波書店 昭和五〇年)。

H・カーメン(丹羽光男訳)『スペイン 歴史と文化』(東海大学出版会 昭和五一年)。

その他、スペイン語の文献は限りがない。

(2) カステイリヤの法史についての左記の拙稿も参照していただければ幸である。

中川和彦稿「ヒスパニアにおけるローマ法の早期継受——ラテンアメリカ法講義覚え書き——」『成城法学』四八号(平成七年二月)。

中川和彦稿「ビシーゴード下のヒスパニアの法——ラテンアメリカ法覚え書き——(一・二完)」『成城法学』四九号、五〇号(平成七年六月、一〇月)。

中川和彦稿「フェロ・フスゴの素描——ラテンアメリカ法講義覚え書き——」『成城法学』五一号(平成八年三月)。

中川和彦稿「カステイリヤの勃興とその法——ラテンアメリカ法講義覚え書き——」『成城法学』五二号(平成八年

七月)。

中川和彦稿「カステイリーヤの興隆とその法——ラテンアメリカ法講義覚え書——(一)」「成城法学」五三号(平成九年一月)。

## 二

一 イベリア半島が世界史の重要な舞台になったのは、ローマとカルタゴとの間の第二次ポエニ戦役からである。この戦役で、ローマが勝利を収め、イベリア半島はローマ軍の進攻を受け(紀元前三世紀)、それから八世紀にわたって、ローマの支配・統治を受ける。その結果、イベリア半島のローマ化・ラテン化が進む。すなわち、ローマの支配の進展とともに、ローマは行政組織を整備し、ローマ文化が浸透し、ラテン語が普及し、やがて、キリスト教の布教も進む。そして、二二二年、カラカラ帝によりローマ帝国の全住民にローマ市民権が与えられ、イベリア半島の住民(自由民)もローマの市民権が与えられる。こうしたローマ化が深化し、イベリア半島(ヒスパニアと呼ばれた)はローマ文化を創造する中心に転化するまでになり、幾人かの皇帝、また、ローマで活躍した文化人を輩出する<sup>(1)</sup>。

二 周知のように、四世紀の後半から六世紀の末にかけてゲルマンの諸民族がローマ帝国領内に大移動し、西ローマの衰退・滅亡もともなって、ゲルマンの諸部族によりいくつかの「国」が建設される。この時期がヨーロッパの古典時代から中世への転換期となる。

ビシールゴード族のヒスパニア(イベリア半島)への移動はこの民族大移動の一環であった。五世紀、いくつか

の蛮族、まず、ヴァンダル族が、次いで、スエヴィ族がヒスパニアに侵入する。そして、ガリアに定着していたビシーゴード族が、ローマの同盟軍として、これらの蛮族を制圧するために、ピレネー山脈を越えた。六世紀の初め、ビシーゴードは、西進するフランクに破れ、ガリアの支配地の大半を失い、六世紀の末、首都をトレドに移し、イベリア半島の支配地域を広げるとともに、ビシーゴード王がカトリックに改宗し、七世紀には、文化的にも、ビシーゴードは最盛期を迎える。しかし、七一年、イスラームの進攻により、ビシーゴード王国は崩壊する。

ビシーゴードはゲルマンの一部族であった。しかし、その統治下でも、ローマの文化、ローマの制度は存続し、ビシーゴード国の誕生は、ヒスパニアのローマ化に匹敵するようなゲルマン化をもたらさず、限られた意味での影響をもたらしたにすぎなかったとも言われる。

紀元前三世紀のローマ軍の進攻から五世紀の西ローマの崩壊までのローマのヒスパニア支配の期間と比較すれば、ビシーゴードの支配は、八世紀初頭に終り、短期間であった。しかも、ローマの文化の優越、また、ヒスパニアの地に定住するまでのローマ領内の移動の間のローマ文化の摂取、ビシーゴードの部族民の数の少なさ、などもあって、ゲルマン文化はヒスパニアに深く、広く根を下ろすことなく、むしろ、ゴード語も忘れられ、ビシーゴードの王は自からカトリックに改宗し、ローマ系住民とゴード人との融合・統合が進んだ。

スペインでは、イスラームの進攻、ビシーゴード王国の崩壊から中世が始まると学説の多くが説くのは、ビシーゴードではローマの「体制」が継続されていた、という意味からのものである。<sup>(2)(3)</sup>

三 七一年、ビシーゴード軍は、イベリア半島に進攻したイスラーム軍に敗れ、ビシーゴード王国は滅亡する。

イスラーム軍は、短期間のうちに、イベリア半島のほぼ全土を席卷する。そして、それから八〇〇年近く後の一四九二年にグラナダが開城するまで、イスラームは、その支配地域が次第に縮小されていったにせよ、イベリア半島を支配する<sup>(4)</sup>。

これに対して、ビシーゴード族の一部が逃げ込んだ半島の北辺のカンタブリアの山岳地帯をはじめとして、ピレネー山脈の後のナバーラ、また、アラゴンの地域にはイスラームの支配が及ばず、結果として、イスラーム軍の進撃が阻止される。これらの地域の住民の動きは、当初、防衛的なものであったが、やがて、南進し、国土回復を目指すものになっていくが、その過程において、カステイリーヤ王国が誕生し、イスラーム軍の戦いを経ながら成長し、発展する<sup>(5)</sup>。

四 前述したように、ピレネー、バスク、およびカンタブリアの山岳地帯にイスラームの進攻は及ばなかった。これらの地域はローマ化がもつとも遅れた地域であり、また、ビシーゴードの支配にも抵抗したところである。

イスラームの支配を受けることをいさぎよしとしなかったビシーゴード族の一部は半島の北辺のアストゥリアスの地に脱出する。このビシーゴードの「残党」は、その独立を維持するのに、防衛的な小規模な戦いを始める。こうした小競り合いの勝利が重なる、厳格となったイスラームの支配から脱出するキリスト教徒たちがアストゥリアスに惹き付けられる。こうして、滅亡したビシーゴード王国が次第にある程度意識されるようになり、九世紀の中頃を過ぎると、アストゥリアスの王はビシーゴード王国の継承者であることを自認するようになった。

五 カステイリーヤ (Castilia) の名が始めて登場したのは九世紀の初めである。八八四年、アストゥリアスのア

ルフォンソ三世（在位八六六～九一〇年）はカステイリーヤ伯領を創設し、ディエゴ・ロドリゲス（Diego Rofuena）に託する。この伯領は、やがて自治権を獲得し、九三一年、フェルナン・ゴンサレス（Fernan Gonzalez）の下で、政治的に独立する。この独立に、誇張されている気味もあるが、レオン王国（アストゥリアス王国は、九一四年からレオン王国と改名している）に対するカステイリーヤ人民の反発が重要な役割りを果たしており、レオン王国に対する特殊性を際立たせている。<sup>(6)</sup>

カステイリーヤの社会は開放的で、ダイナミックな、そして危険なものともしない人々からなっていた。カステイリーヤの地は対イスラームの前線であり、彼らは侵略者の攻撃から自己を防衛すると同時に、戦利品を目当てに半島中部高原の山々を越えて、敵地を襲撃することをいとわぬ人々であり、彼らの毎日は武力衝突の繰り返しであった。戦利品の如何によつては、一介の村人でさえ容易に騎士になり、富者にもなることができたといわれる。こうして、カステイリーヤ人の戦闘的性格、支配欲、大望を目指す人生観が形づけられたともいわれる。<sup>(7)</sup>

六 一〇三五年、その頃「国土回復」戦の中核であったナバーラのサンチョ大王（Sancho Garcés III）（在位一〇〇四年～一〇三五年）が逝去し、その領土は四人の息に分割された。その遺領にカステイリーヤ伯領が含まれていたのは、サンチョ大王がカステイリーヤ伯サンチョIIガルシア（Sancho Garcia）（在位九九五年～一〇一七年）の姉（妹）と結婚しており、カステイリーヤ伯の没後、カステイリーヤ伯領も含めて、伯が支配していた地域をその領土に併合していたからである。

このカステイリーヤ伯領の配分を受けたのがフェルナンド一世（Fernando I）（在位一〇三五年～一〇六五年）で、

このフェルナンド一世の下で、カスティーリヤは王国となる。フェルナンド一世は、当時のレオン王の姉（妹）と結婚するが、レオン王の没後、その妃を通じて、一〇三七年、レオンの王位も継承する（カスティーリヤとレオンの第一次統合）。

フェルナンド一世は、その頃、小国に分裂していたイスラーム支配のいわゆるタイファ諸国（*Taifas*）とも争い、そのいつくかを朝貢国とする。こうして、カスティーリヤは、フェルナンド一世の下で、イベリア半島におけるキリスト教国のなかで、もつとも強力な国家にのし上がったのである。<sup>(8)</sup>

七 フェルナンド一世の没後、その王国は再び分割される。すなわち、カスティーリヤはサンチョ二世（*Sancho II*）（在位一〇六五年～一〇七二年）に、レオンがアルフォンソ六世（*Alfonso VI*）（在位一〇六五年～一一〇九年）に遺贈される。一〇七二年、アルフォンソ二世が暗殺され、アルフォンソ六世はレオン・カスティーリヤの王位を回復する（レオン・カスティーリヤの再統合）。

アルフォンソ六世は政治家としても、武将としても優秀で、トレドを回復する（一〇八五年）。この占領は戦略的にも大きな意味を持つ。

アルフォンソ六世の没後、その息女ウラーカ（*Urraca*）がカスティーリヤおよびレオンの王位を継承する（初の女王）（在位一一〇九年～一一二六年）。その没後、その息がアルフォンソ七世（在位一二二六年～一一五七年）として、レオン・カスティーリヤの王に即位する。

アルフォンソ七世は、その死に際して、その領土を二人の息に配分する。すなわち、サンチョ三世（在位一一五七年～一一五八年）にカスティーリヤの、フェルナンド二世（在位一一五七年～一一八八年）にレオンの王位を継

中世のカスティーリヤの税制の素描

承させたのである。

サンチヨ三世の早逝により、その息アルフォンソ八世（在位一一五八年～一二二四年）はわずか三歳で王位に就くが、成人後、国土回復の戦いを積極的に進め、一二二二年、イスラーム軍に大勝する（Las Navas de Tolosaの戦い）。

八 アルフォンソ八世の逝去（一二二四年）の後、一一歳のエンリーケ一世（Enrique I）が王位を継承するが、エンリーケ一世も急死（一二二七年六月六日）、王位を継承する立場にあった長姉のベレングエラ（Berenguela）は息のフェルナンド三世（カスティーリヤ王として在位一二二七年～一二五二年）を即位させた（七月一日）。ベレングエラはレオン王アルフォンソ九世と結婚し、二人の間にこのフェルナンドを儲けていたが、後に離婚、ベレングエラはエンリーケ一世の喪を秘して、レオンで父王の下にあったフェルナンドを呼びよせて即位させたのである。

そして、やがて、レオン王アルフォンソ九世の逝去後、その王位は二人の息女が継承すべきであったが、二人とも辞退し、弟のフェルナンドがレオンの王位も兼ねることになり、レオンとカスティーリヤは一二三〇年に統合される（両国の最終的統合）。この統治の当初、レオンに対するカスティーリヤの民衆の反感もあったようである。

フェルナンド三世は武将として優れ、コルドバ（Córdoba）（一二三六年）、セヴィーリヤ（Sevilla）（一二四八年）、カデイス（Cádiz）を次々に制圧し、ムルシア（Murcia）とグラナダ（Granada）の両イスラーム王を臣下とした。

フェルナンド三世は統治者としてもすぐれ、文化面にも配慮し、カスティーリヤ・ロマンス語を公用語として<sup>(9)</sup>いる。



九 フェルナンド三世を後継したのが長子アルフォンソ一〇世（在位一二五二年～一二八四年）である。<sup>(10)</sup> 王は「賢王」(El Sabio)と諱名とされているが、これは、文学、歴史、法律などの分野で王自身、また、王が後援した学者などがなした業績の故である。アルフォンソ一〇世は良い教育を受け、戦争も体験し、父王の遺業を継続するのに十分な資質をもっていたと言われ、文化的な視点からみれば、アルフォンソ一〇世の治蹟は大であった。これに対して、為政者としての王の治蹟は見劣りする。神聖ローマ帝国の皇帝位の獲得にあまりにも力を注いだため、国内政治がおろそかになり、また、前述した文化事業への出費も重なり、国費を乱費し、重税を課し、通貨の改鑄が加わり、王に対する不満が高まる。

このような空気があったにもかかわらず、一二七〇年末、アルフォンソ一〇世は、神聖ローマ帝国の皇帝位を目指して、南仏のローマ法王のもとに出立する。その不在中、モロッコ軍が急襲、王儲フェルナンド・デラ・セルダ (Fernando de la Cerdá) が陣中で没し、次子のサンチョが、大敗した軍を立て直す。アルフォンソ一〇世に不満をもつ貴族がサンチョを王位の継承者とし、アルフォンソ一〇世の没後、サンチョ四世（在位一二八四年～一二九五年）がトレドで戴冠する。

一〇 サンチョ四世はフェルナンド・デ・ラ・セルダの遺児を支持する貴族の反乱に悩まされ、その急逝後、息子のフェルナンド四世（一二九五年～一三二二年）は八歳で王位を継承するが、貴族の反抗、さらにアラゴン軍の進攻も重なる。<sup>(11)</sup>

フェルナンド四世も、また、急逝し、息子のアルフォンソ一一世は一歳で即位する（在位一三二二年～一三五〇年）。アルフォンソ一一世は成年宣言（一三二五年）の後、精力的に貴族間の不和の解消に努め、国土回復の戦いを再

中世のカステイリヤの税制の素描

開する。また、統治者としてもすぐれ、税制を整備し、立法の統一にも努力する。

アルフォンソ一世が黒死病で逝去の後、唯一人の嫡出の息ペドロ一世（在位一三五〇年～一三六九年）が後継する。ペドロ一世は、即位直後から、庶出の八名の王子、さらに貴族の反抗に対処をせまられ、王族、有力貴族の多くを処刑する。この王の失政に対する貴族の不満は、庶出のエンリーケ王子を中心とする党派による内戦に発展し、一三六九年、王は敗れ、殺害される。

殺害されたペドロ王をエンリーケ二世（在位一三六九年～一三七九年）が後継する。これからがトラスターマラ（Trastámara）朝で、エンリーケ二世の後、ファン一世（Juan I）（在位一三七九年～一三九〇年）、エンリーケ三世（在位一三九〇年～一四〇六年）、ファン二世（在位一四〇六～一四五四年）、エンリーケ四世（一四五四年～一四七四年）と王位が継承されていくが、各王とも貴族の反抗に悩まされる。そして、エンリーケ四世のとき、再び王位継承をめぐる問題が生じ、王の息女ファナの王位継承権が認められず、王の妹イサベル（Isabel）が王儲とされ、エンリーケ四世の逝去後、一四七九年、イサベルがカステイリヤの女王となる。イサベルの即位に際して、ファン支持の貴族の反抗があつたことはいうまでもない。イサベルは夫のフェルナンドの支援も受けて、この反抗を打倒する。

このイサベルの時代から、スペイン史は近世として取り扱われる。

(1) 詳細は左記を参照されたい。

中川和彦稿「ヒスパニアにおけるローマ法の早期継受」四三三ページ以下。

(2) たとえば、スペインの代表的な法史学者ガルシア・ガリョはビシーゴード期を「古代世界の延長に他ならない」

とする。

Alfredo García-Gallo, *Manual de Historia del Derecho Español, Tomo I*, 7a. edición, 1977 (増 浩訳)「スペイン法制史序説 上」『神戸法学雑誌』三七卷二号(一九八七年九月) 四一―四二ページ。

(3) 詳細は左記拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「ビシーゴード下のヒスパニアの法」(一、二完) 一〇三ページ以下、五九ページ以下。

(4) スペインの中世史の概説書にはスペイン語のものには限らない。英文の左記のみあげておこう。

Joseph F. O'Callaghan, *A History of Medieval Spain*, 1975, Ithaca & London (Cornell University Press).

(5) カステイリヤの歴史について、左記がある。

Anselmo Carretero, *Castilla. Orígenes, auge y ocaso de una nacionalidad*, 1996, México (Editorial Porrúa).

(6) 詳細は左記拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「カステイリヤの勃興とその法」一ページ以下。

(7) ビセンス・ビベス(小林訳)『スペイン』五七ページ。

(8) 詳細は左記拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「カステイリヤの興隆とその法(一)」一ページ以下。

(9) フェルナンド三世について、左記を参照されたい。

Gonzalo Martínez Díez, *Fernando III 1217-1252*, 1993 (Diputación Provincial de Palencia/Editorial Omeda, S. L.)

(10) アルフォンソ一〇世について、左記拙稿を参照されたい。

中川和彦稿「カステイリヤ・レオン王賢王アルフォンソ一〇世小伝」成城大学『経済研究』一三八号(平成九年一〇月)五ページ以下。

中世のカステイリヤの税制の素描

(11) 詳細は中川前掲論文、一一ページ以下を参照されたい。

### 三

一 一般に、スペイン史では、イサベルの即位ないしコロンブスの航海までを中世とし、さらに、一二世紀を境にして、中世を中世盛期 (*Alta Edad Media*) と中世後期 (*Baja Edad Media*) に二分する。中世盛期は、いわばカステイリヤの勃興の時期であり、中世後期では、カステイリヤが「半島」の覇権を握った形で、国土回復の戦いも最終段階に入る、いわば、カステイリヤの興隆の時期である。<sup>(1)</sup>

二 中世盛期、イベリア半島のキリスト教徒の支配地域では、経済の中心は農業であり、貨幣は乏しく、その流通はほとんどなく、商取引も低調であった。王、貴族、高級聖職者たちの主たる富源、すなわち、富を生み出す源泉は土地であった。<sup>(2)</sup>

その頃の税制は、今日考えられているところとは異なるものであったことは明らかである。国王の財産を構成する土地から受けとる地代がその収入の大部分であった。その意味で、国王の歳入 (*Fiscus regalis*) は、領主たちがそれぞれの所領から受けとるところとほとんど変わらなかった。<sup>(3)</sup>

その上、王の個人財産と国王としての国の財産が混同されており、王財庫 (*Hacienda real*) は、基本的には、家産的性格が強かった。<sup>(4)</sup>

その頃、イベリア半島諸国で、地代ないし貢租として国王に支払われていたのは、*censos, foyos, pechas, usaticum, parata, terratge, marzazga, martiniega* と言われたものであるが、これらは、私的な地代ないし賃貸料なの

か、それとも、公法的な公租にあたるのか、区別できないようである。<sup>(5)</sup>

その頃、王財庫を構成したのは、第一に、王の財産 (patrimonio regio) であり、これを構成したのは王領 (territorio an reatengo)<sup>(6)</sup> であった。国土回復戦の進展により、アルフォンソ一〇世は広大な土地を獲得し、その結果、王の財産は大きく増加する。しかし、その後、一三世紀の後半から、サンチヨ四世、エンリーケ二世の治下で、土地の下賜が相次ぎ、土地の所有面積が減少し、さらに、エンリーケ四世の時代に、土地の下賜が続き、王の財産が急減した。<sup>(6)</sup>

三 当時のイベリア半島のキリスト教徒支配地域では、王の財産が豊富ではなく、小規模な宮廷の費用、また、軍費を支弁するため、税制が比較的早くから発達したとも言われる。<sup>(7)</sup>

衰退していた都市が、一二世紀の末から、再生し、その経済的繁栄の結果、これら都市の代表が王会 (Curia) に参加する。このような王国の政治的決定への参加は、当然に、共同体の費用も負担する義務を伴うことになり、こうして一三世紀以降、共同体の代表である君主の費用を負担する義務は臣民全員に及ぶという考えが新たに浮上り始めたのである。<sup>(8)</sup>

しかし、国王は、国王財産を家産とする考えから絶対的に脱却できず、国王財産は貴族、教会、都市に続々と贈与され、王財庫の収入はむしろ減少していく。対応策として、王たちは、主として商取引に対する新しい税を創設し、領土の防衛、秩序の維持のための費用の捻出の了承を身分制議会に求めた。

こうして、王財庫の性格は、私法的給付に依存する家産的財庫ではなく、王と臣民を結びつける紐帯に依存する公法上の財庫になっていったのである。<sup>(9)</sup>

四 このような状況の変化の始まる前に認められた税について触れよう。

一つはペデイド (Pedido) 税である。これは、レオン・カステイリヤのアルフォンソ六世の統治下で、北アフリカのアルモラヴィーデス (Almoravides) の軍が進攻し、キリスト教徒の軍は、大敗 (一〇八六年)、タイファ諸国の朝貢もなくなり、一〇九一年、アルフォンソ六世は、戦費調達のため、特別税としてペティード税を課した。その後、孫にあたるアルフォンソ七世は、この税を *petio* の名の下で、臣民に要請する。

一二世紀以降、*petium* とこの税は呼ばれるようになるが、これによる収入は小額で、意義がなくなっていく。<sup>(10)</sup>

今一つは、モネーダ・フォレラ (Moneda Forera) 税と呼ばれるものである。その頃、王の日常の経費の額は過大ではなかった。ただ、戦費を賄うため、教会、ユダヤ人などからの借入れを余儀なくされる、また、貨幣の改鑄にはしる場合もあった。<sup>(11)</sup> この改鑄は、多くの場合、貨幣の品位の低下をとまなうので、これを防止するため、一定期間、国王に貨幣の品位の維持を約束させ、その代償として、モネーダ・フォレラと呼ばれる約定金額を国王に支払うものであった。<sup>(12)</sup> この税 (?) は、一二〇二年、レオンのアルフォンソ九世が七年間、改鑄しないことを約束したことに始まるという。もつとも、このような約束が繰り返されているうちに、王は通常の税収と一四世紀の頃からみるようになったようである。しかも、その約束にもかかわらず、改鑄による品位の低下があり、特に、トラスターマラ朝の時代、頻発したと言われる。<sup>(13)</sup>

五 税と並んで、王はレガリア (regalia) (国王高権) に由来するターサ (tasa) (公課) も享受した。これに属するものとして、中世盛期には、軍役の義務、および、所定の地に、滞在する間、宮廷の費用を支弁する義務を王が臣下に請求できるという役務 (servicio) があつた。

これらは、両者とも、早くから、一定額の金銭の支払いに変わっており、前者は、フォンサデーラ (fonsadera) (兵役税) として知られ、戦費の調達に必要であった。<sup>(14)</sup>

後者はジャンターレス (yantes) と呼ばれ、フランスの *droit de gîte* (宿泊権) に相当した。この税は、王もしくは領主の通行・宿泊に際して、宿舎・糧食などを提供する義務から、本来、現物で納付されるべきであったが、定額、かつ、一年に一回の納付というように合理化(?)、軽減された。ペドロ一世が二三五一年にこの旨を明定し、さらに、アルフォンソ一世とファン二世がこれを補足している。<sup>(15)</sup>

前述したレガリアは、国王の排他的権利、所有権および特権の総体をいい、ローマ・ビシーゴードの伝統を引き継ぐ考えで、中世盛期には、さらに、無人の地、水利、鉱物、塩鉱に対する権利も包含されたものである。国土回復の戦いの相次ぐ勝利による王権の強大化にともない、レガリアの考えが一層強化されていった。

無主物、無人の未耕地、漁業、塩鉱、鉄・金・銀、その他の金属の鉱物のみならず、前述したフォンサデーラ、ジャンターレスのような公租、さらに、貨幣の鑄造権、最高の司法権なども、国王の排他的権能とされた。この他、カステイリヤでは、イスラームの市場、石けん工場などのイスラームに起源する施設に対する権利、戦利品の五分一税(?) もレガリアに含まれた。

もつとも、レガリアによる収入は王財庫の収入の一項目にすぎなかった。<sup>(16)</sup>

六 中世に入って、その初期、レオンおよびカステイリヤの税の徴収について認められる、共通の特色は、担税者は、一方において、土地の所有者であり、他方において、働く人達であったことである。<sup>(17)</sup>

しかし、商取引の発展は、農業に対する税収の停滞、不振もあって、税制に影響し、商取引あるいは製品の消

費に負担を課する方向に向かい、代つて、アルカバラ税が主要な税収源となつていく。そして、このような方法によつても、財源が不足する場合、限時的性格の公課を課することになるが、その内容は身分制議會で了承された。もつとも、多くの場合、限時的な税が恒久的なものになつたようである。<sup>(18)</sup>

貴族は納税義務を免除されていたにもかかわらず、税収を王からもぎ取ることをしばしば試みていた。一四世紀から一五世紀にかけての、カステイリヤにおける紛争の多くは、税収の財源の支配権をめぐる貴族の貪欲によるものであつた。<sup>(19)</sup>

七 アルカバラ (Alcabala) 税はもつとも知られている税であり、また、もつとも悪評あるものである。

この税は、一三四二年、三年の期限付で、身分制議會によりアルフォンソ一世に譲許された。<sup>(20)</sup>そして、七年後、恒久的に譲許される。この時点で、中世カステイリヤの王室財政の収入の枠組みが完成したと言われる。<sup>(21)</sup>

この税の起源は、都市参事会が管理する地域的な税で二世紀にわたつて存在していたもので、おそらく、イスラーム統治下の都市税がその原初形態であつたようである。<sup>(22)</sup>

アルカバラ税は、設定当初、譲渡価格の五パーセントであつたが、後、一三七七年に一〇パーセントに引上げられている。<sup>(23)</sup> 担税者は、当初、売買の両当事者であつたが、エンリーケ三世の治下、売主のみが税を負担することになる。ただ、アルカバラ税は、農夫から貴族まで、すべての人に等しく適用された。<sup>(24)</sup>

このアルカバラ税は、王室収入の中でもつとも重要な税に発展する。<sup>(25)</sup>

アルカバラ税と並ぶものに、シーサ (Seis) 税がある。これは、商人がその営業施設で秤りを使用した収益に課せられるもので、アルカバラ税の先駆をなすものとも言われる。一二九三年に、サンチヨ四世は対イスラームの



戦費調達のために、この税を導入する。税率は売買の一パーセントであった。<sup>(26)</sup>

八 アルモハリファスゴ (Almojatiengo) 税は、一二世紀、カステイリーヤ王国の多くの都市にみられた税である。その起源はアルアンダルス (イスラーム治下のアンダルシア) から伝ったものという。

アルモハリファスゴ税は、都市に出入する際、商品について取り立てられる移転税 (derecho de transito) を意味するの用にいられた。イスラーム系の住民が居住していたところに、この税があり、場合により、入市税 (portazgo) に類似した。

一三世紀、一四世紀に、この税による税収が減少し、市参事会や領主にこの税が移管されていく。そして、一五世紀になると、この税は、主として、ムルシア、コルドバ、セビーリヤで行われた。<sup>(27)</sup>

流通間接税には、この他、港湾一〇分の一税や、後述するセルビシオ・イ・モンタスゴ税などがあつた。<sup>(28)</sup>

九 王の潤沢な財源の一つが牧羊の移動に課せられる税であつた。

スペインは、かねてから羊毛の生産国で、牧羊が盛んであつたが、アルフォンソ一〇世は牧羊業者の団体メスタ (Mesta)<sup>(29)</sup> に特許状を付与する。これは、牧羊業者の納税の責任を確立することを目的の一つとするものであつた。そして、一二六九年、牧羊業者に対するセルビシオ・デ・ガナードス (Servicio de ganados) 税が限時的に身分制議會で承認され、メスタは一定額の税を納付することになる。このセルビシオ税は、三、四年おきに、身分制議會で投票に付され、更新されていく。やがて、恒久的な税となる。

一三四三年、アルフォンソ一一世の治下、それまで、各都市が地域的に徴収していた、牧羊に対するモンタスゴ (Montazgo) 税が一般的な税に変更され、セルビシオ税と統合され、以後、セルビシオ・イ・モンタスゴ (Servicio

y Montazgo) 税と呼ばれるようになり、王室収入の主要な財源となる。<sup>(30)</sup>

一〇 前述したものの他、王は司法権行使による罰金もその収入とした。また、教会の収入である一〇分の一税に對して、国王三分の一税 (tercias reales) を早くから、一三世紀に課した。<sup>(31)</sup> もつとも、これは、その名称にかかわらず、一〇分の一税の九分の二であつた。<sup>(32)</sup>

これらの他、金額としては大きくなかつたが、ユダヤ人、ムデハル (イスラーム系住民) に対する人頭税による収入があつた。これは、王から受ける保護の代償という名目によるものであつた。<sup>(33)</sup>

ともあれ、通常の税収による金額は王室の經濟上の需要を賄うのに十分ではなかつた。あまりにも多くの税の減免が実施されていたことが、その一因であつた。さらに、エンリーケ四世によるターサ制 (王室収入査定制度) の導入は貴族にとって有利なものとなる。この制度は、本来は貴族所領内の王室の収入の確保を目的とするもので、国王から付与されている官職の給与や年金により貴族に帰属する金額を控除し、所領内の王室の収入に残額があれば、これを王財庫に納付するというものであつた。この制度の導入によりエンリーケ四世の治下、王財庫は破産に瀕した。<sup>(34)</sup>

そのため、臨時的性格の税収に依存することしか方法がなくなり、ファン二世、エンリーケ四世の時代には、カステイリヤでは、臨時的税収は通常の税収の三〇パーセントに達していたとの推測がなされている。臨時的税収はセルビシオ、またはペディードの名で設定された税に基づくものであり、ファン二世、エンリーケ四世の治下、身分制議會に對するセルビシオ税などの了承を求める要請が頻発する。<sup>(35)</sup>

- (1) 中川稿「カステイリーヤの勃興とその法」ニスノーヅ、参照。
- (2) 中川、前掲論文、一三三スノーヅ、参照。
- (3) Jaime Vicens Vives with the collaboration of Jorge Nadal Oller. Translated by Frances M. López-Morillas. *An Economic History of Spain*, 1969, Princeton, N. J. (Princeton University Press), p. 135;  
Emma Montanos Ferrin y José Sanchez-Arcilla, *Historia del Derecho y de las Instituciones, Tomo II*, 1991, Madrid (Dykinso), p. 181.
- (4) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 135.
- (5) Miguel Artola y Jesús Martín Niño, La Hacienda, en [*Enciclopedia de Historia de España*, dirigida por Miguel Artola, *Tomo II : Instituciones políticas, Imperio*, 1988, Madrid : Alianza Editorial] p. 166.
- (6) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 184.
- (7) Artola y Martín Niño, *op. cit.*, p. 166.
- (8) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 181.
- (9) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *ibid.*
- (10) César Olivera Serrano, Pedido, en [*Enciclopedia de Historia de España, dirigida por Miguel Artola, Tomo V : Diccionario lemdico*, 1991, Madrid : Alianza Editorial], p. 934.
- (11) カステイリーヤの初の貨幣の鑄造は、アルフォンソ六世による「トレードの回復の直ぐ後」、その地で行なわれており、ディナールの鑄造は、ムルシアが金貨の鑄造を取り止めた後の一七二一年に、「トレードで行なわれている。同旨」、Vicens Vives, *op. cit.*, p. 278.
- (12) Artola y Martín Niño, *op. cit.*, p. 168.

中世のカステイリーヤの税制の素描

中世のカステイリヤの税制の素描

- (13) César Olivera Serrano, Moneda Forera, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 829 ; Joseph F. O'Callaghan, *The Cortes of Castile-León 1188-1350*, 1989, Philadelphia (University of Philadelphia Press), p. 138 et seq.
- (14) Artola y Martín Niño, *op. cit.*, p. 167 ; 大内一稿「帝国の基盤カステイリヤ王国の苦悩」『もう一つのスペイン史』(同朋舎出版 一九九四年)二六ページ。
- (15) Pedro Andrés Porras Arboledas, Yantares, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 1227 et seq.
- (16) María Concepción Quintanilla Raso, Regalía, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 1025.
- (17) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 285.
- (18) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 182.
- (19) Vicens Vives, *ibid.*
- (20) Artola y Martín Niño, *op. cit.*, p. 176.
- (21) 大内一稿「前掲論文」二六ページ。
- (22) Mercedes Julián Aguado, Alcabala, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 23.
- (23) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 285.
- (24) Julián Aguado, *ibid.* ; O'Callaghan, *The Cortes*, p. 150.
- (25) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 285 ; O'Callaghan, *The Cortes*, p. 144.
- (26) María Asenjo González, Sisa, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 1114 et seq.
- (27) Manuel Fernando Ladero Quesada, Almojarifazgo, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 41 et seq.
- (28) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 185.
- (29) メスタについて左記がもっともまともな研究である。

Julius Klein, *The Mesta. A study in Spanish Economic History 1273-1836*, 1964, Port Washington, N. Y. (Kennikat Press).

日本語文献として左記がある。

有富重尋『スペイン社会経済史概説』（南雲堂深山舎 一九六九年）、一六六ページ以下。

- (30) Maria Asenjo González, Servicio y Montazgo, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 1090 et seq.; Vicens Vives, *op. cit.*, p. 286 ; O'Callaghan, *The Cortes*, p. 143 et seq.; Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 186.
- (31) José Miguel Medrano Basante, Tercias Reales, en [*Enciclopedia, Tomo V*], p. 1144 et seq.; O'Callaghan, *The Cortes*, p. 132 et seq.
- (32) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *ibid.*
- (33) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 188.
- (34) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 184.
- (35) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 187.

#### 四

一 王財庫の収入は、当初、主として、国家の防衛、領土の保全にあてられた。宮廷の費用は高額ではなかった。これが一二世紀の頃までの形と思われる。ところが、一三世紀に入って状況が変わる。一つは、国土回復の戦いの進展にともなう、領土の拡大、官僚制の整備、充実による、その経費の増加であり、今一つは、アルフォンソ一〇世の多様な事業、特に、神聖ローマ帝国の皇帝位を窺う運動（いわゆる *fecho de imperio*）のための巨額の費用の捻出であった。<sup>(1)</sup> 税制にも大きな変化が生じたのもその頃からであった。<sup>(2)</sup>

中世のカステイリヤの税制の素描

課税、徴税にあたる行政組織の整備はおくれた。

二 カステイリヤで、王財庫の長であったのは当初、宮宰 (Mayordomo, Mayor de la Corte) であった。宮宰は指揮権を行使し、王財庫の役人は宮宰に報告の義務があった。しかし、ファン二世の治下で、宮宰の職務は宮廷の管理に縮小され、その頃から、多分に名誉職的なものになる。

一四世紀の中頃からアルモハリフェ (Almojarife) (王国収税官) が消失し、一五世紀に、王の収入を監視していたテソレロ (Tesoro) (収入役) は常設的なポストでなくなり、重要性を失ない、具体的な事項について任命されるようになる。

代って、一五世紀の前半の頃から、会計収税官 (Contador Mayor de Hacienda) がおかれる。会計収税官は王財庫を監視し、その収入・支出のすべてを統括し、種々の租税の徴集の組織にあたった。<sup>(3)</sup>

一五世紀、収税官の定員は二名であったが、一時、三名に増員されていたことも<sup>(4)</sup>ある。

一四世紀の末から主計官 (Contador Mayor de Cuentas) も置かれる。主計官の定員は二名ないし三名で、王財庫の長であり、王財庫の正確な財政活動の監督がその主たる任務であった。<sup>(5)</sup>

三 前述した王国収税長官 (Almojarife Mayor) は税の徴収の監督にあたっていたが、長官は、通常、ユダヤ人が選任されていた。しかし、ユダヤ人に対する反感が強くなり、一三二三年、パレンシアの身分制議会で、ユダヤ人を長官に選任しないことを王室は約束させられる。にもかかわらず、アルフォンソ十一世はユースフ・デ・エーシハ (Yusuf de Echia) を長官に任命するが、一三二九年のマドリッドの身分制議会で、不満の声が出、結局、ユースフを解任、キリスト教徒のみを長官に任命することを王は誓約させられる。<sup>(6)</sup>

四 ユダヤ人は徴税請負人としても契約を締結していた。一二七六年から七七年の間、アルフォンソ一〇世は当時、国王収税長官でもあったサーグ・デ・ラ・マレーア (Zag de la Matcha) (別名 Isaac Ibn Zado) と五件の契約を締結しており、他の者とも契約し、一二六一年から当時までの、セルビシオ税も含めた、滞納された税の徴収を授權している。その代りに、サーグ・ラ・マレーアたちは王に一六七万マラベーデイスを支払うことになっていた。このような一五年前に遡る、滞納した税を取り立てることは王と臣民との関係を悪化させ、一二七七年のブルゴスの身分制議會で、この契約は解消され、問題が解決している。

サンチヨ四世も、一二八七年に、別のユダヤ人と同様の契約を締結したが、一二八八年のアローの身分制議會で契約を破棄させられている。

一二八六年のパレンシアの身分制議會以降、ユダヤ人、貴族、聖職者を除く、騎士または都市の良民により税の徴収が行なわれるべきであるとの請願が繰り返されているが、このことは、王が、引き続き、税の徴収を請負わせ、都市の住民以外の者に徴収を委託していたことを暗示している。<sup>(7)</sup>

五 課税をめぐる、身分制議會の介入について言及したが、身分制議會というのは、貴族、聖職者、および市民という三つの身分の代表により構成される。<sup>(8)</sup> 一一八八年、レオンのアルフォンソ九世が王会に都市代表を参加させたのが始まりとも言われる。<sup>(9)</sup> レオンとカスティーリヤの統合の後も、この身分制議會の制度が存続し、一三世紀、一四世紀、さらに、一五世紀に入ってから、頻繁に開かれている。

セルビシオ税は、一般に、身分制議會の了承を得て、設定された税を指す言葉として用いられているが、カスティーリヤでは、王は課税の譲許を身分制議會に求めるのが、一つの慣行となっていた。<sup>(11)</sup>

中世のカスティーリヤの税制の素描

一四世紀、身分制議會はアルフォンソ一世から議會の承認なしに、いかなる税の新設をしない、という約束をとりつける。当時のカスティーリヤのすべての法律にはこの趣旨の文言が見られる。しかし、これにもかかわらず、アルフォンソ一世は、この譲歩にあまり関心を払わなかったと言われる<sup>(12)</sup>。

六 厳格な意味での税収ではないが、カスティーリヤは早くから、イスラーム系の国から朝貢を受けており、一四三〇年以降、イベリア半島南部に残されたグラナダ王国は、カスティーリヤの王に、毎年、二万金ドブラの貢租を支払うことを約束し、実行する。このような収入の上に予算を編成することにカスティーリヤは次第に慣れていく。これは、新大陸の貴金属の流入の先駆であった<sup>(13)</sup>。

- (1) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 189.
- (2) 大内、前掲論文、二二六ページ。
- (3) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 191.
- (4) María Concepción Quintanilla Raso, Contaduría Mayor de Hacienda, en [Enciclopedia, Tomo V], p. 347 p.; Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *op. cit.*, p. 192.
- (5) Montanos F. y Sanchez-Arcilla, *ibid.*
- (6) O'Callaghan, *The Cortes*, p. 148.
- (7) O'Callaghan, *ibid.*
- (8) 身分制議會について左記をあげておく。

O'Callaghan, *The Cortes*. ; Enrique de Tapia Ocariz, *Las Cortes de Castilla, 1188-1833*, 1964, Madrid (Editorial Revista de Derecho Privado); José Manuel Pérez-Prendes, *Cortes de Castilla*, 1974, Barcelona (Editorial Ariel).



- (9) Luis Suárez Fernández, *Historia de España. Edad Media*, 1970 (reimpresión 1978), Madrid (Editorial Gredos), p. 407; O'Callaghan, *The Cortes*, p. 17.
- (10) O'Callaghan, *The Cortes*, p. 135.
- (11) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 286.
- (12) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 287.
- (13) Vicens Vives, *op. cit.*, p. 281.

## 五

以上、中世のカステイリヤの税制の粗雑な素描を試みた。次に、要約しながら、若干の私見を付して、結びとしよう。

第一に、税の新設など、臣民に新たな負担を課す場合、身分制議會の了承の下で、実施するという慣行が形成されていた。

第二に、間接税の比重が大きく、とくに、税収面で、アルカバラ税に大きく依存していたこと。

第三に、行政組織が不整備で、税の徴収に請負制を採用し、実際には、ユダヤ人が多くその任にあたっていたこと。

さらに、第四に、貴族の税の負担が軽微であり、農民、商人、職人が主な担税者であったこと。

無論、絶えざる対イスラームとの戦いのための戦費の捻出のため、カステイリヤの住民の負担は大きく、そ

の財政は決して健全なものではなかつた上に、カステイリヤの王室、貴族の浪費が重なる。さらに、王室の内紛もあり、王権の基盤は決して強固とは言えなかつた。

アルカバラ税は新大陸にも持ち込まれ、その税率が本国のものよりも低率であつたにもかかわらず、悪評であり、一九世紀初め、メキシコ独立のきっかけとなつたイダルゴ神父の蜂起の際の、その主張・要求の一つがアルカバラ税の廃止であつたほどである。このアルカバラ税の新大陸における展開を始め、カステイリヤの植民地支配下の新大陸における税制は研究課題の一つである。

今一つ、身分制議会のイベリア半島における誕生は、英・仏等の議会、三部会と比べても、決しておそくない。しかし、この身分制議会が、やがて一五世紀以降、その役割が小さくなり、意義を失なつていったことは、本稿の目的ではないので、ここでは立入らないが、現在のスペイン、あるいは、その伝統を引き継ぐラテンアメリカ諸国の政治を考えるためには、検討すべき課題の一つであろう。

付記。正確にはスペインはエスパーニヤと表記すべきであるが、本稿では、慣用にならつてスペインと記した。